在宅介護用品購入費助成事業について

（この事業は、赤い羽根共同募金の助成を受けて実施されています）

東神楽町社会福祉協議会では、在宅において要介護認定者を介護している家族等に対し、介護用品購入費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と在宅福祉の増進を図ることを目的に行っています。

≪対象者≫

・東神楽町内に住所を有する者
（※ただし、生活の実態が東神楽町内にない場合は対象外とする）

・在宅で常時介護用品を使用している要介護認定者で、１ヵ月のうち半数以上自宅で介護されている者

（※ただし、在宅とみなされる施設に入居され、助成対象となる介護用品の金額が把握できる場合は対象とする。
【町内対象施設】花時計、フラワーハウス、ひばりの森）

≪申請するとき≫

申請書を受け取りに社会福祉協議会までお越しください。

申請書には居宅介護支援専門員あるいは地域包括支援センター職員が記入する欄もあります。

※申請されて決定となってから助成対象となりますので、
申請前の購入費を請求することは出来ません。

≪助成額について≫

介護用品購入費用が月額 5,000 円を超えた金額により、下記表に定める額を助成します。（上限 3,000 円）

助成対象品目の購入月額	助 成 額
5,００１円～6,０００円	1,０００円
6,００１円～7,０００円	1,５００円
7,００１円～8,０００円	2,０００円
8,００１円～9,０００円	2,５００円
9,００１円以上	3,０００円

※ひと月の購入金額が 5,000 円を超えていない場合、翌月以降の購入金額と合算することは出来ません。
また、月の半数以上ショートステイ利用や入院された場合も、その月は対象となりませんので、ご了承ください。

≪助成金の支給について≫

年３回の支給となります。（８月・１２月・４月）

別紙の請求書に記入し、領収書(助成対象となる介護用品のみ記載されたレシート等)を添えて各期ごとの締切日までに提出してください。

【提出期日】

１回目（　４月～　７月分）は　　７月３１日まで

２回目（　８月～１１月分）は　１１月３０日まで

３回目（１２月～　３月分）は　　３月３１日まで

※提出期日が土日祝日の場合、
その前日までに、ご提出ください。

≪助成対象となる介護用品について≫

〇紙おむつ（テープ式タイプ、パンツタイプ、リハビリタイプ、フラットタイプ）

〇尿取りパット

【お願い】

対象者が住所を変更したとき、または入退院等により異動したときは、異動届を必ず提出してください。

この他、気になること等ありましたらお気軽に事務局までお問い合わせください。

社会福祉法人　東神楽町社会福祉協議会

上川郡東神楽町南１条西１丁目３番２号

（複合施設はなのわ内）

TEL　０１６６－８３－５４２４